議事要旨

■令和元年度 第2回吹田市障がい者施策推進委員会

日時: 令和2年(2020年) 1月31日(金) 14時~16時

場所:吹田市役所 全員協議会室

出席者:大山委員、相馬委員、綾部委員、乗田委員、西岡委員、室山委員、近藤委員、 小暮委員、大江委員、永里委員、髙木委員、阪井委員、水谷委員、西村委員、 富士野委員、阪本委員、大谷委員、藤嶋委員、山口委員、米田委員

欠席者:小畑委員、内藤委員

傍聴者:1名

次第

1 委員紹介 • 職員紹介

- 2 令和元年度障がい福祉関連施策について
- 3 令和2年度障がい福祉関連施策について
- 4 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について
 - (1) 次期計画の策定に向けて
 - (2) 手話言語条例に関する現時点での考え方について
- 5 社会福祉審議会の設置について

◆会議の経過と要旨

- 委員 22 名中 20 名出席につき、会は成立
- 配布資料の確認
- 次第1 委員紹介・職員紹介

[委員長]

それでは次第2 令和元年度障がい福祉関連施策について、事務局から説明を。

[事務局]

(今年度拡充等があった事業等の報告。<a>資料1 「令和元年度障がい福祉関連施策について」で説明。)

→委員からの質疑等なし

[委員長]

それでは次第3「令和2年度障がい福祉関連施策について」に移る。 事務局より説明を。

[事務局]

(令和2年度において新設又は拡充等を予定している事業等の報告。

資料2「令和2年度障がい福祉関連施策について」で説明。)

[委員]

No11「コミュニケーション支援の拡充」における手話通訳派遣体制の具体的な拡充内容は。

[事務局]

本体制における現在の雇用枠は、非常勤職員枠1名と臨時雇用員枠1名であるが、臨時雇用員は雇用できておらず、非常勤職員1名の体制である。派遣依頼に対する不足分は事業者へ委託し、派遣を実施している。

拡充内容はこの臨時雇用員枠1名を非常勤職員枠1名に置き換えるものである。

[委員]

現状からの進歩ではあるが、十分ではない。

休日等の閉庁時に急用で手話通訳が必要になった場合の派遣体制も確保してほしい。 また、障がい者の高齢化や就労等に伴って、手話通訳が必要とされる場面も多岐にわたる ため、派遣要件の拡充についても早急に検討してほしい。

[事務局]

事前申請があれば休日等を含む閉庁時も派遣を実施している。

閉庁時における派遣依頼の受入れについては課題と認識しており、今後も方策を検討していきたい。

また、現状の主な派遣場面は社会的用務や医療機関となっており、その他の要件については 他市の事例を研究していきたい。

[委員]

No8「自発的活動支援事業の新設」について、具体的に既存事業をどのように再構築し、 拡充するのか。

[事務局]

障害者団体に補助を行う「障害者団体福祉活動補助事業」及び「福祉バス貸付事業」などの 既存事業については、補助団体が限られているという課題があり、その他の様々な活動を行っ ている団体に対しても、幅広く補助を実施できるよう再構築を行っていく。

具体的には、シンポジウム・講演開催、理解促進・啓発、社会参加促進に係る活動等について、地域生活支援事業の枠組みにおいて、国と府の補助金も活用しながら実施していく予定である。

[委員]

No9「地域活動支援センターⅢ型事業者の公募」について、Ⅲ型の定員である10名に達しない場合などにおいても、柔軟な委託運営を考えているのか。

[事務局]

そのように考えている。

[委員]

No6「グループホーム助成事業の拡充及び再構築」について、グループホームは主な暮らしの場の社会資源として計画に位置づけられているところであり、その数も足りてないのは事実であるが、夜間の職員配置の不足等の理由で、運営が見通せず開設に至らない場合もある。整備促進策だけでなく、障がい者の暮らし及び生活の場をどのように位置付けていくかというビジョンを打ち出していく必要があると考える。

また、No7「設備助成制度の実施」において、「設備費の一部を助成」とあるが、具体的な助成対象は何か。また、なぜ対象が日中活動系サービス事業者だけなのか。

[事務局]

日中活動系サービスにおいて、通所に必要となる送迎車両の購入費用の一部を助成することを考えている。

また、御指摘のとおり重度障がい者支援においては、日中活動だけでなく、暮らしの場の整備等も必要であると認識しており、今後も必要な支援策の検討を継続する。

[委員長]

それでは次第4「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について」 に移る。事務局より説明を。

[事務局]

- -(1) 次期計画の策定に向けて
 - ・次期計画(第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画)の策定スケジュール案 について、資料3-1で説明。
 - ・次期計画の取組項目案について<u>資料3-2</u>で説明。 国や府の指針により必置となる成果目標等以外に、本市が重点的に取り組もうと考えている項目①~⑨について説明。
 - ・次期計画策定の基礎データ収集を目的として実施予定のアンケート実施案について 資料3-3で説明。対象者とアンケート項目の案について説明。
 - ・第1回委員会(令和元年8月28日)において、現障がい福祉計画の平成 30年度評価として報告した「吹田市第5期障がい福祉計画評価・管理シート」の成 果目標4(福祉事業所から一般就労への移行等)の①一般就労移行者数と⑤平均工賃額 (就労継続支援B型)について、確定値を資料3-4で報告。
 - (2) 手話言語条例に関する現時点での考え方について

次期計画における「障がい特性に対応したコミュニケーション支援」の取組と関連して、 手話言語条例に関する本市の現時点での考え方について

資料4-1

で説明。

また、他市における当該条例制定後の施策等に関する調査結果について<u>資料4-2</u>で報告。

[委員]

資料4-1の2ページの2(4)①に関連して、例えば同じ聴覚障がいでも聴力に個人差があり、また、手話のできない人もいるように、障がい特性やコミュニケーション手段も多様である。現在では音声認識技術を使用した会話の文字化ツールなども存在し、手話以外にも様々な手段がある。そのような中で、行政としては手話だけでなく、幅広いコミュニケーション手段を提示し、支援していく必要があるのではないか。

[事務局]

コミュニケーション手段については様々な方法があるので、手話と併せて選択の機会を保障 し、充実を図っていきたい。

[委員]

手話をはじめとするコミュニケーション手段の保障については当事者だけが求めるものでなく、市民や市職員などの相手方を含めた双方向で考える必要があるものである。その意味において、手話言語条例制定の議論だけではなく、市として障がい者差別をどうやって克服し、どのようにコミュニケーション手段を保障していくかという理念及び大きな方向性を位置づけていくことが重要ではないか。例えば、手話言語条例制定の先行事例である明石市においては、共生社会を実現していく過程を5段階(①手話の言語として再認識、②情報やコミュニケーションの保障、③障害のある人への差別をなくす、④合理的配慮の提供にかかる公的助成、⑤障害のある人の自立と社会参加の実現)で条例に位置づけているところである。

また、条例制定後の施策等に関する調査については府下市町村だけでなく、全国的に範囲を広げ、好事例がないか調べてほしい。

[委員]

資料3-1の策定スケジュールにおいて、令和2年度12月下旬の委員会において答申を行い、1月にパブリックコメント実施となっているが、これでは得られた市民意見を反映した上で、委員会として答申できない。順序が逆ではないか。

また、資料3-3のアンケート案について、対象者の人数、障がい種別、年齢等の内訳や、 成人・児童による質問内容の違いなどのバランス調整についてどのように考えているか。

[事務局]

以前、本市で他の行政計画を策定した際に、外部委員よりパブリックコメントは政策等の 行政案に対して行うものとの指摘を受けた。今後は審議会から答申を受けたうえで、行政とし ての計画案について、パブリックコメントを行う手順で進めていきたい。

また、アンケートにおける対象者の内訳等についてはこれから詰めていくところである。 本日の委員会において御意見もいただいたうえで検討していきたい。

質問項目については、成人か児童かによって変えていくことを考えている。

[委員]

手話言語条例は理念的な条例ではなく、手話が言語であることを知ってもらうためのものである。条例がなく具体的な施策を進めていくのは難しいと思うので、条例制定と施策を両立して進めてほしい。

[事務局]

条例については、制定時には一定の周知効果はあるが、本市としては一時的な効果に留めず、 継続して施策を進めていきたいと考えているため、現時点では条例は制定せず、次期計画において方向性等を位置づけ、計画的に施策を推進していきたい。

[委員]

資料3-2について、次期計画の取組項目の一つである「②緊急対応システムの構築」において、緊急時における手話通訳派遣についても同システム内に盛り込んでほしい。

[事務局] 同項目については地域生活支援拠点の機能の一つとして、緊急時の短期入所サービスにおける受入体制の強化を想定している。ただし、障がい特性に対応した緊急対応を考えるにあたっては、手話通訳派遣に係る体制についても一つの要素ではあるので、今後様々な意見も参考にしながら検討を進めていきたい。

[委員]

視覚障がい者がアンケートを読む手段としては、代読、点字等の方法があり、また、回答手段としては点字を含む紙での返送、メールでの返信など様々であるため、人によって最適な方法は異なる。事前に当事者に確認するなどの配慮をお願いしたい。

また、聴覚障がいや知的障がい等の重複障がいも考えられるので、同様に、障がい特性に応じた配慮をしていただきたい。

[事務局]

可能な限り障がいの特性に配慮した対応をしたいと考えている。

[委員]

アンケートの回答者については本人又は本人以外の家族等が考えられるが、可能な限り本人 が回答できるようなサポートをお願いしたい。

また、資料4-1の3ページのウにおいて、課題として「様々な機会で手話に触れ合える環境づくりの推進」を挙げているが、社会福祉協議会では地域福祉活動として手話を用いた交流会を実施している地区や、小学校に出向いて車いす、点字などの体験会などを行うなど、手話や障がいに対する相互理解に資する活動を実施しているところもある。

市には引き続き、このような地域の活動等に対する支援をお願いしたい。

[委員]

アンケートについて、

- ①設問数はどのくらいを考えているか。
- ②資料3-3の(2)の1において、回答者の属性に関する項目で、家族についてどのようなことを問うのか。
- ③各サービスの利用実態について、介護保険サービスの利用状況は問うのか。
- ④資料3-1の策定スケジュールにおいて、今年度3月までアンケート準備を進めていく とのことだが、この期間中に完成したアンケート(案)について、実際に障がい者に確 認、意見をもらうなどしてもらってはどうか。可能な限り回収率を上げるための措置を 講じてほしい。

[事務局]

- ①60問前後で考えている。
- ②介助者の有無等を問うことを考えている。
- ③設問として予定している。
- ④本委員会の委員や、自立支援協議会当事者部会の委員に御意見をいただきながら、回収率 を上げるため、最適な設問数、内容となるよう調整を行っていきたい。

[委員長]

それでは次第5「社会福祉審議会の設置について」、事務局より説明を。

[事務局]

(令和2年度4月の中核市移行に伴い設置される「吹田市社会福祉審議会」の概要について、 資料5-1、資料5-2、資料5-3で説明。)

→委員からの質疑等なし

[委員長]

では、以上で閉会とする。